

第7号の2様式並びに第7号の2様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号の二様式（その一）	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んでください。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下この記載の手引において「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の5を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の9の欄の金額を記載します。 ただし、第7号の2様式別表1の①の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 同表の⑤の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「控除未済外国税額③」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(4) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額</p> <p>(5) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額</p>	
9「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 都道府県ごとの「控除すべき外国税額⑨」の欄の計算は、「当期分の控除外国税額⑨」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑩」の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>(3) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
第七号の二様式（その二） 1 用途等	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。</p>	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んでください。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の12.3を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	<p>連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の9の欄の金額を記載します。</p> <p>ただし、第7号の2様式別表1の①の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額</p> <p>(2) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 同表の⑤の欄の金額</p> <p>(3) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額</p>	
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「当期分として算定した法人税割額⑧」	<p>各都道府県及び各市町村ごとに計算した法人税割額の合計額を記載します。</p> <p>この場合、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の都民税法人税割額は、申告書で適用した税率の区分（17.3%のときは5.0%と12.3%、20.7%のときは6.0%と14.7%）により道府県民税相当額と市町村民税相当額とに分けてから計算します。</p>	
10 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。</p> <p>(2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑧」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。</p> <p>(3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。</p> <p>(4) 「控除未済外国税額⑪」の欄は、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項及び政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の⑦の欄の金額</p>	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(Ⅱ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項及び政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額	
11「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書及び政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額①」及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額②」の計算は「当期分の控除外国税額③」及び「前3年以内の控除未済外国税額④」の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、「当期において控除する外国税額③」の欄から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額となります。</p> <p>(3) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑤」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑥」の欄は、各都道府県及び各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧及び第20号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
別表一 1 用途等	(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。 (2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3「国税の控除限度額①」	この欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載します。	
4「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑩の欄の金額 (Ⅱ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額	